基本計画書

		基			本			計		運	Ī			
事		項			記		入		欄			備	考	
計フ		画 の 区 分 リ ガ ナ			序定員に係る学 * ***	² 則変更								
設		置者		コウホウジン アサヒカ ዾ校法人 旭										
フ大		リ ガ ナ 学 の 名 称		ジョシタンキダイガ 貴女子短期ナ										
		:本部の位置	佐賀	買県佐賀市本	佐賀市本庄町本庄1313番地									
大					法並びに学校教育法に準拠し、建学の精神に基づき幅広い基礎教育と専門的学芸、技術で社会に貢献し得る見識と能力とを備えた教養豊かな人材を育成することを目的とす									
新	設	学部等の目的	員80名	名を70名にそ	れぞれ変更す	-る。	し、地域みらい学	学科の定員11 0	0名を100名に、 <u></u>	こども未	来学科の定			
	新	設学部等の名称	修業 年限 年	入学 定員 人	編入学 定 員 年次	収容 定員 人	学位	学位の分	予野 開設時 び開設		所在地			
新設学部	地	域みらい学科	2	100 (110)	- \(\)	200 (220)	短期大学士 (介護福祉学) 短期大学士	社会学・社会学 社会 社会 関係	会福 令和7 ^年 第1年	户生力	景佐賀市本庄 3番地			
等の概要	IJ	ども未来学科	2	70 (80)	-	140 (160)	(多文化共生学) 短期大学士 (こども学)	教育学·保 関係	育学 令和7 ^年 第1年	₹4月 同上 ※次				
		計		170 (190)		340 (380)								
更 (定	设置者内における変 状 況 こ員の移行, この変更等)	該当な	L										
教育		新設学部等の名称		講義	開設 演習	する授業和	半目の総数 実験・実習	計		卒業要件員	单位数			
課程	_			科目		科目	科目		科目		単位			
		学部等の名称	5		 教授	准教授	基幹教員 講師	助教	計	助手	基幹教員以外の 教 員 (助手を除く)			
新	地	域みらい学科			人 4 (4)	6 (6	人 4) (4)	人 1 (1)	人 15 (15)	0 (0)	、 32 (32)			
		a. 基幹教員のうち, 専ら当該 する者であって, 主要授業			4 (4)	6 (6	4	1 (1)	15 (15)	\	(02)	大学設置 表第一イ る基幹教	に定め	
		b. 基幹教員のうち, 専ら当該 する者であって, 年間8単 するもの(aに該当する者	位以上の打		0 (0)	0 (0	0	0 (0)	0 (0)			四分の三		
		小計 (a ~ b)			4 (4)	6 (6	_	1 (1)	15 (15)					
		c. 基幹教員のうち, 専ら当該 る者であって, 年間8単位 るもの (a 又はb に該当す	以上の授	業科目を担当す	0 (0)	0 (0	0	0 (0)	0 (0)					
		d. 基幹教員のうち, 専ら当該 る者以外の者又は当該大学 つ専ら当該大学の複数の学	の教育研究	究に従事し,か	0	0	0	0	0					
		る者であって,年間8単位 するもの(a,b又はcに記			(0)	6	(0)	(0)	(0)	\				
設	L	計 (a~d)			(4)	(6) (4)	(1)	(15) 15	0	36			
	_	ども未来学科 a. 基幹教員のうち, 専ら当該	学郊笙の	数套研究に従事	(6) 6	(8		(0)	(15) 15	(0)	(36)	大学設置	基準別	
		する者であって、主要授業	科目を担	当するもの	(6)	(8	_	(0)	(15)	\	\	表第一イ る基幹教 四分の三	(員数の	
		b. 基幹教員のうち、専ら当該 する者であって、年間8単 するもの(aに該当する者	位以上の打		(0)	(0) (0)	(0)	(0)					
		小計 (a~b)			6 (6)	8 (8) (1)	0 (0)	15 (15)	\	\			
		c. 基幹教員のうち, 専ら当該 る者であって, 年間8単位 るもの(a又はbに該当す	以上の授	業科目を担当す	0 (0)	0 (0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	\				
		d. 基幹教員のうち, 専ら当該 る者以外の者又は当該大学 つ専ら当該大学の複数の学	の教育研 部等で教	究に従事し,か 育研究に従事す	0	0	0	0	0					
		る者であって、年間8単位 するもの(a, b又はcに記			(0)	(0	, (-,	(0)	(0) 15	\				
分	_	計 (a ~ d) ■=1.			(6) 10	(8) (1)	(0)	(15) 30	0	\			
		計 			(10)		4) (5)	(1)	(30)	(0)	(-)			

既	該当なし			- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
90	a. 基幹教員のうち, 専ら当 する者であって, 主要技			- (-)	(-)	(-)	(-)	(-)			大学設置基準別表第一イに定め
	b. 基幹教員のうち, 専ら当 する者であって, 年間 8			-	-	-	-	-	\	\	る基幹教員数の 四分の三の数 ○○人
	するもの (aに該当する 	る者を除く)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		\	
	c. 基幹教員のうち, 専ら当	当該大学の教育研	研究に従事す	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	る者であって,年間8月 るもの(a又はbに該当			(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		\	
	d. 基幹教員のうち, 専ら当る者以外の者又は当該対 つ専ら当該大学の複数の	大学の教育研究に	こ従事し、か	-	_	-	-	-		\	
	る者であって、年間8 するもの(a, b又はc	単位以上の授業和	科目を担当	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	\	\	
	計 (a~d)			- (-)	- (-)	- (-)	(-)	(-)	\	\	
設	該当なし <u></u>			- (-)	- (-)	- (-)	(-)	- (-)	- (-)	(-)	
	a. 基幹教員のうち, 専ら当 する者であって, 主要指			- (-)	- (-)	- (-)	(-)	- (-)	\mathbb{N}	\setminus	大学設置基準別 表第一イに定め る基幹教員数の
	b. 基幹教員のうち, 専ら当 する者であって, 年間 8 するもの (aに該当する	8 単位以上の授業		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		\	四分の三の数 ○○人
	小計 (a~b)	DIE EIN ()		- (-)	- (-)	(-)	(-)	(-)		\	
	c. 基幹教員のうち, 専ら当 る者であって, 年間8単	単位以上の授業和	科目を担当す	-	-	-	-	-		\	
	るもの(a 又は b に該当 d. 基幹教員のうち, 専ら当			(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		\	
	る者以外の者又は当該力 つ専ら当該大学の複数の る者であって,年間8単	の学部等で教育研 単位以上の授業和	研究に従事す 斗目を担当	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		\	
	するもの (a, b又はc 計 (a~d)	に該当する者を	除く)	-	-		-		\	\	
分	計 (a · · · · · · ·) 計			(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-	<u> </u>	
	<u></u> 合	計		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
		種		(10)	(14) 専属) (5)	(5 その		(0)	(-) 	
	事務	職	員		9	人		人 15		24	
	 技	職	 員		(9) (0)			(15)		(24)	
	図 書 館	職	 員		(0) 2 (2)			(3) 0 (0)		(3) 2 (2)	-
	そ の 他 <i>0</i>) 職	員		0 (0)			0 (0)		0 (0)	1
-	指 導 補	助	者		0 (0)			0 (0)		0 (0)	-
	計				11 (11)			18 (18)		29 (29)	1
校	区 分		専	用	共	用		ーる他の 等の専用	Ē	计	
地	校舎敷地			17, 064 m ²		— m²		— m²	l	17, 064 m²	-
等	その他 合意			8, 539 m ² 25, 603 m ²		— m² — m²		m² m²		8, 539 m ² 25, 603 m ²	-
	l		専	用	共	用	共用 ? 学校等	ーる他の 等の専用			
	校舎		(0.50	9, 565 m ² 5 m ²)	(— m² — m²)	(— m²		9, 565 m ²	
+//-							*/L =				
教	室・教員研究		教	室		室		研 究 室 	44.44	室	
図	新設学部等の名称	図書	国書〕	電子図		学術雑 〔うち外国	[書]	電子ジャーナル	機械・器		
書・		()		〔うち外	国書」		種	〔うち外国書〕		点点	
設 備])		[])]))) (/)	
	計				[])		1)	()) (/)	
	スポーツ施設等		スポーツ	施設	m²	講生	<u>É</u>		厚生補導施	設 m²	-
	<u> </u>										

		区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年	次	第6年次	
経費 の見	経費	教員1人当り研究費等		32千円	32千日	円 –	-	-		-	,
の見		共同研究費等		0千円	0千	円 –	_	-		-	
積り 及び	積り	図書購入費	1,000千円	1,000千円	1,000千	円 –	_	-		_	
維持		設備購入費	3,500千円	3,500千円	3,500千日	円 –	_	-		_	
方法 の概		学生1人当	り	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年	沙	第6年次	
要		納付金		1,182千円	935千日	円 千円	千円		千円	千円	
	学生	E納付金以外の維	寺方法の概要	私立大学等経常	費補助金、寄	付金、雑収入 等					
	大	学等の名	称 佐賀女子短								
既設	学音	部 等 の 名	修業 入事		収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率		所	f 在 地	
大学等の	こども未来学科		2	人 年次 人 80	人 160 5	短期大学士 (こども学)	倍 0.86	昭和42年	佐賀市 1313	本庄町本庄	
状況	封	地域みらい学科	2	110	220 5	短期大学士 (介護福祉学) (多文化共生学)	0.70	平成29年	同上		
(2).)	附属	属施設の概要	該当なし								

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとすること。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「一」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人旭学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
佐賀女子短期大学				佐賀女子短期大学				
こども未来学科	80	-	160	こども未来学科	<u>70</u>	-	<u>140</u>	定員変更(△10)
地域みらい学科	110	-	220	地域みらい学科	<u>100</u>	-	<u>200</u>	定員変更(△10)
計	190		380	計	<u>170</u>		<u>340</u>	

(1)佐賀県内における位置関係の図面



(2) 最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面

JR 佐賀駅 (長崎本線) から直線で 2.1 km、佐賀市営バス路線で 3.5 km



JR 佐賀駅(長崎本線)下車

佐賀駅バスセンター4 番乗り場より、佐賀女子短大・高校行きに乗車、佐賀女子短大・高校前下車(約15分)

佐賀女子短大・高校前バス停から徒歩1分

JR 佐賀駅から自転車で約 10~15 分

(3) 校舎・運動場等の配置図 校地面積 _ 25,603 ㎡ N 校舎面積 9,565 m² 当該申請等学科が使用する校舎 至 武雄 国道 207 号 至 佐賀県庁 3 号館(2F) 1,787.65 m² 1号館(5F) 4 号館(3F) 4,973.73 m² 2,730.33 m² バス停) (佐賀女子 短大・高校前) 佐賀女子短期大学 付属佐賀女子高校 第1体育館(2F) 第2体育館(2F) 高校部室 運動場 佐賀女子短期大学 付属ふたばこども園 県道 54 号 至 白石町 至 佐賀大学

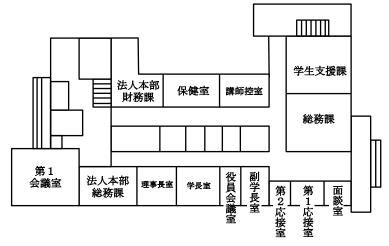
(4) 校舎平面図



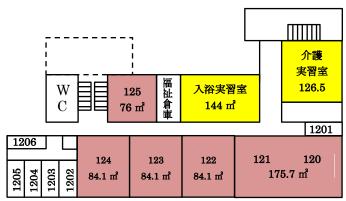
当該申請等に係る地域みらい学科が専用で使用する部分 当該申請等に係るこども未来学科が専用で使用する部分 他学科と共用で使用する部分

【1号館】

1階

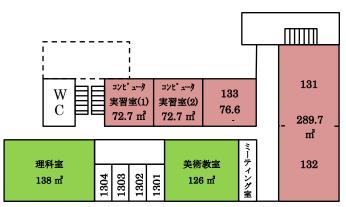


2階



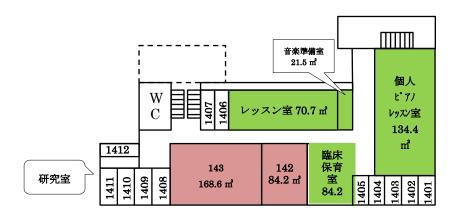
1201~1206 は研究室

3階



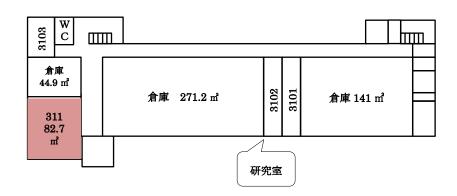
1301~1204 は研究室

4階

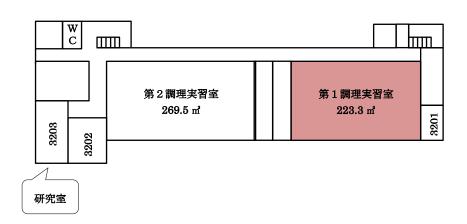


【3号館】

1階

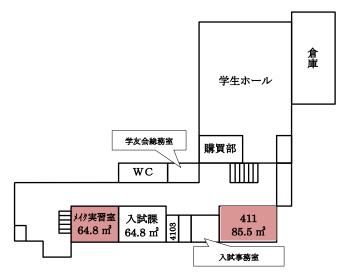


2階

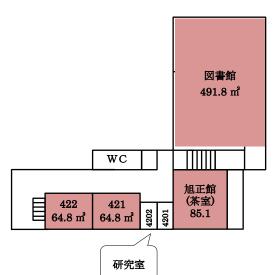


【4号館】

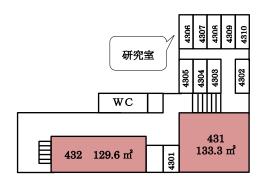
1階



2階



3階



佐賀女子短期大学学則

佐賀女子短期大学学則(昭和41年4月1日制定)

沿	革
---	---

改正

昭和 42 年 4 月 1 日 平成8年4月1日 昭和43年4月1日 平成9年4月1日 昭和44年4月1日 平成 10 年 4 月 1 日 昭和45年4月1日 平成11年4月1日 平成 12 年 4 月 1 日 昭和46年4月1日 昭和47年4月1日 平成 13 年 4 月 1 日 昭和48年4月1日 平成14年4月1日 昭和49年4月1日 平成 15 年 4 月 1 日 昭和50年4月1日 平成 16 年 4 月 1 日 昭和51年4月1日 平成17年4月1日 昭和52年4月1日 平成 18 年 1 月 1 日 昭和53年4月1日 平成 18 年 4 月 1 日 昭和54年4月1日 平成 19 年 4 月 1 日 昭和55年4月1日 平成 20 年 4 月 1 日 昭和56年4月1日 平成 21 年 4 月 1 日 昭和57年4月1日 平成 22 年 4 月 1 日 昭和58年4月1日 平成 23 年 4 月 1 日 昭和59年4月1日 平成 24 年 4 月 1 日 昭和60年4月1日 平成 25 年 4 月 1 日 昭和61年4月1日 平成 26 年 4 月 1 日 昭和62年4月1日 平成 27 年 4 月 1 日 昭和63年4月1日 平成 27 年 9 月 1 日 平成元年4月1日 平成 28 年 4 月 1 日 平成2年5月9日 平成 29 年 4 月 1 日 平成3年2月23日 平成 30 年 4 月 1 日 平成3年9月11日 平成30年10月1日 平成4年4月1日 平成 31 年 4 月 1 日 平成5年4月1日 令和元年10月1日 平成6年4月1日 令和2年4月1日 平成7年4月1日 令和3年4月1日

令和 4 年 4 月 1 日 令和 4 年 6 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日 令和 6 年 4 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法並びに学校教育法に準拠し、建学の精神に基づき幅広い基礎教育と 専門的学芸、技術を教授研究し、以て社会に貢献し得る見識と能力とを備えた教養豊かな人材 を育成することを目的とする。

(建学の精神)

第1条の2 順和、礼譲、敬愛、奉仕の精神涵養を学園訓として、真の女性としての天分を養い、女性にふさわしいそれぞれの個性、能力に応じた教育によって資格、技芸を身につけ、将来の社会生活、家庭生活の発展向上に尽くす人材の育成

(自己点検・評価)

- **第2条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。
 - 2 前項の自己点検・評価に関する方針及び規程は、別に定める。
 - 3 第1項の措置に加え、本学は、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受け、その結果を公表するものとする。

(情報の公表)

第2条の2 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

第2章 学科、学生定員、教育目標等及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において、設置する学科の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
地域みらい学科	100名	200 名
こども未来学科	70 名	140 名
計	170 名	340 名

2 学科にコースを置き、その学生定員は、次のとおりとする。

学	科	コース	入学定員	収容定員
地域みらい	学科	福祉とソーシャルケアコース	40 名	80 名
地域みらい	学科	韓国語文化コース		
地域みらい	学科	情報デザイン・コミュニケーションコース	60 名	120 名
地域みらい	学科	司書アーカイブズコース		
こども未来学	学科	こども保育コース		
こども未来等	学科	こども教育コース	70 名	140 名
こども未来等	 学科	こども養護コース		
計			170 名	340 名

(教育目標)

第3条の2 本学は、建学の精神に基づき、前条に定める各学科の教育目標を次のとおり定める。 地域みらい学科

本学科は、建学の精神に基づき、順和、礼譲、敬愛、奉仕の精神涵養を学園訓として、豊かな人間性と教養をそなえ、広い視野と確かな職業観を持ち、女性の可能性を広げ、主体的に地域の未来創造に貢献していく人材を育成する。

こども未来学科

本学科は、建学の精神に基づき、順和、礼譲、敬愛、奉仕の精神涵養を学園訓として、豊かな人間性と教養をそなえ、広い視野と確かな子ども観を持ち、新しい時代の要請に応えて教育・保育・福祉の世界で活躍し、「子どもの未来」の幸せに貢献できる人材を育成する。

- 2 本学は、建学の精神に基づき、前条に定める各コースの教育目標を定める。
- 3 前項の教育目標については、別に定める。

(学習成果及び三つの方針)

- 第3条の3 本学は、前条の教育目標を達成するために、建学の精神に基づき、短期大学としての学習成果を定める。また、各学科・コースの教育目標に基づき、各々の学習成果を定める。
 - 2 本学は、建学の精神、前条の教育目標、及び前項の学習成果を踏まえ、短期大学、学科、及びコースに、次に掲げる三つの方針を定める。
 - (1)卒業認定・学位授与の方針
 - (2)教育課程編成・実施の方針
 - (3)入学者受入れの方針
 - 3 前2項の学習成果及び三つの方針については、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

- 第4条 本学の修業年限は、2年とする。
 - 2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

(長期履修生制度)

- **第4条の2** 前条第1項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する履修を希望する者(以下「長期履修生」という)があるときは、教授会の意見を参酌して学長がその履修を許可することがある。
 - 2 長期履修生に関しては、修業年限は3年又は4年とし、4年を超えて在学することはできない。
 - 3 長期履修生に関する規程は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学科の教育課程において必要と認めるときは、前項に定める各学期を分けて、授業を行う期間 を定めることができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

土曜日、日曜日

国民の祝日に関する法律に定める休日

学園創立記念日 5月18日

春季休業日 3月1日から3月31日まで

夏季休業日 8月10日から9月20日まで

冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

第4章 入学、退学、休学及び除籍

(入学の資格)

- 第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。
 - (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (3) 文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定める所により選考を行う。

(社会人入学者の選考)

- **第12条** 社会人の入学については、前条による選考の外に特別選考の上これを許可することがある。 2 前項による選考は、別にこれを定める。
- (入学手続及び入学許可)
- **第13条** 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書等本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納入しなければならない。
 - 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。
 - 3 入学手続きに関する細則は、別に定める。

(再入学、転入学)

- **第14条** 本学に再入学、転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
 - 2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに 在学すべき年次については、教授会の意見を参酌して学長が決定する。
 - 3 再入学、転入学に関する規程は、別に定める。

(転科)

- 第14条の2 本学に在籍する者が転科を志願するときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に 転科を許可することがある。
 - 2 前項の規定により転科を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに 在学すべき年次については、教授会の意見を参酌して学長が決定する。
 - 3 転科に関する規程は、別に定める。

(课学)

第15条 退学しようとする者は、その理由を詳記して保証人連署の上、学長に願い出なければならない。

(休学)

- **第16条** 病気その他止むを得ない理由で、引き続き欠席 2 ケ月以上に及ぶ者は、保証人連署の上、願い出て、学長の許可を得て、休学することができる。
 - 2 休学期間は、当該年度以内とする。なお止むを得ない場合は、更に1年以内の延期を認める。
 - 3 休学の期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第17条 休学を許可された者が復学しようとするときは、その理由を詳記して、保証人連署の上、学長に願い出なければならない。

(除籍)

- 第18条 次の各号に該当する者は、教授会の意見を参酌して学長が除籍することがある。
 - (1)第4条に定める在学年限を超えた者
 - (2)第16条に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
 - (3)授業料その他納付金を納付しない者
 - (4)死亡又は行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

- 第19条 本学で開設する授業科目は、基礎教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目 及び自由選択科目とする。
 - 2 授業科目の名称及び単位数は、別表1のとおりとする。
- 第19条の2 前条に定めるもののほか、教職及び図書館に関する科目を置く。
 - 2 授業科目の名称及び単位数は、別表1のとおりとする。

(履修方法)

第20条 本学で開設する授業科目は、必修及び選択科目とし、2年に分けて、履修するものとする。

(履修の上限)

- 第20条の2 本学で1年間に履修できる単位について、上限を設ける。
 - 2 前項の上限に関する事項は、別に定める。

(1年間の授業期間)

- **第21条** 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。 (単位の計算方法)
- 第22条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を45時間の学修を必要と する内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。
 - (1)講義については、1単位を15時間と定める。
 - (2)演習については、1単位を30時間と定める。ただし、別表2に定める授業科目については、1単位を15時間と定める。
 - (3)実験、実習及び実技については、1単位を45時間と定める。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、特別研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して 単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を 定めることができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第23条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

(試験)

- 第24条 授業科目の学修終了認定は、試験による。
 - 2 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第22条第2項の授業科目については、本学の定める適切な方法により、学修の成果を評価して、単位を与えることができる。
 - 3 第2項の合格は、60点以上とする。
 - 4 試験に関する規程は、別に定める。

(追試験)

第25条 病気その他止むを得ない事由のため、定期試験を受けることのできなかった者に対しては、 成績評価・管理規程の定めるところにより、追試験を行うことがある。

(再試験)

第26条 所定の単位を修得できない者に対しては、成績評価・管理規程の定めるところにより、再試験を行うことがある。

(学修の評価)

- 第27条 学修の評価は秀・優・良・可・不可で表わし、可以上を合格とする。
 - 2 学修の評価については、成績評価・管理規程による。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第28条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学において履修した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

- **第29条** 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における 学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与え ることができる。
 - 2 前項の規定により、本学が与えることができる単位数は前条第1項及び第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
 - 3 前2項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(短期留学制度における授業科目の履修等)

- 第30条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、留学し 履修した単位を、30単位を超えない範囲で学生に休学することなく、本学における授業科目の履 修により修得したものとみなすことがある。
 - 2 前項の規定により、本学において修得したものとみなすことのできる単位数は第28条第1項、第2項 及び前条第1項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
 - 3 前2項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第31条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第50条の規定により修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第 29 条第 1 項に規 定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前2項の規定により、本学が修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては第28条第1項、第2項、第29条第1項及び前条第1項と合わせて30単位を超えないものとする。
 - 4 本学が修得したものとみなし、又は与えることのできる科目、単位、学修の評価については成績評価・管理規程による。

第6章 卒業等

(卒業及び学位の授与)

- 第32条 本学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者に教授会の意見を参酌して学長は卒業 を認定し、短期大学士の学位を授与する。
 - 2 学位に関する規程は、別に定める。

(卒業の要件)

第33条 本学を卒業するためには、2年以上在学し次に定める単位数を修得しなければならない。

地域みらい学科 基礎教育科目、外国語科目及び保健体育科目から 10 単位以上、所属

するコースの専門教育科目について46単位以上、専門教育科目(学科

共通)及びその他のコースの専門教育科目について6単位以上、合計

62 単位以上

こども未来学科 基礎教育科目8単位以上、外国語科目2単位、保健体育科目2単位、

専門教育科目について50単位以上、合計62単位以上

(資格の取得)

第34条 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目・単位を、修得しなければならない。

2 本学の各学科において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学科•コ	ス 取得できる教育職員免許状の種類
	幼稚園教諭 2 種免許状
こども未来学科	小学校教諭 2 種免許状
	養護教諭2種免許状

- 3 本学の地域みらい学科福祉とソーシャルケアコースにおいて、介護福祉士の資格を得ようとする者は前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第3号の規定に基づき、本学において定める科目及び単位を、修得しなければならない。
- 4 本学のこども未来学科において、保育士の資格を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定により厚生労働大臣の定める修業科目及び単位(平成13年厚生労働省告示第198号)並びに本学において定める科目及び単位を、修得しなければならない。
- 5 本学の地域みらい学科司書アーカイブズコースにおいて、司書の資格を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ図書館法の規定に基づき、本学において定める科目及び単位を、修得しなければならない。

第7章 入学検定料、入学金、授業料、教育充実費、施設運営費及びその他の費用 (入学検定料等納付金)

第35条 本学の入学検定料、入学金、授業料、教育充実費、施設運営費の金額は次のとおりとする。

入学検定料28,000 円入学金200,000 円授業料620,000 円教育充実費180,000 円施設運営費120,000 円

(授業料、教育充実費、施設運営費の納付時期)

第36条 授業料、教育充実費、施設運営費(以下「授業料等」という)は前期・後期の2期に分け所定

の期日までに納付しなければならない。

(その他の納付金)

第37条 前条に定める納付金の外、実験・実習その他教育に必要な費用については別に徴収する。 (退学及び停学の場合の授業料等)

- 第38条 学期の中途で退学し又は除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。
 - 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第39条 休学を許可された者については、その学期の授業料等を免除し、在籍料を別に徴収する。 ただし、学期の途中において休学を許可された者については、休学した月の翌月から復学した月 の前月までの授業料等を免除する。

(納付した授業料等)

第40条 既納の入学検定料、入学金、授業料等はいかなる理由があっても返還しない。

第8章 職員組織及び教授会

(職員組織)

第41条 本学に次の職員を置く。

学 長

教 授

准 教 授

専任講師

助 教

助 手

事務職員

技術職員

司 書

その他の職員

2 前項のほか副学長をおくことができる。

(教授会)

- 第42条 本学に、重要事項を審議するため教授会を置く。
 - 2 教授会は、学長・教授・准教授・専任講師・助教をもってこれを組織する。
 - 3 前条第2項によるときは、副学長を教授会の構成員とする。
 - 4 その他教授会に関し、必要とする事項については別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第43条 本学の学生として表彰に値する行為があったときは、教授会の意見を参酌して学長が表彰する。

(懲戒)

- **第44条** 本学の規則に違反し、又は大学の秩序を乱し学生としての本分に反した行為があったときは、教授会の意見を参酌して学長が懲戒する。
 - 2 前項の懲戒の種類は退学、停学および訓告とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号の1に該当する学生に対して行う。
 - (1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2)学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3)正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4)本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - 4 懲戒の手続きに関して必要な事項は別に定める。

第10章 付属施設

(図書館)

- 第45条 本学に職員、学生の研究図書館閲覧のため図書館を設ける。
 - 2 図書館に関する規程は、別に定める。

(健康管理センター)

- 第46条 本学に学生の厚生保健のため健康管理センターを設ける。
 - 2 健康管理センターは、保健室と学生相談室を有し、学校医を委嘱し必要な職員を置く。
 - 3 健康管理センターに関する規程は別に定める。

(学生寮)

- 第47条 本学に寄宿施設として、学生寮を設ける。
 - 2 学生寮に関する規程は、別に定める。

(付属幼稚園)

- 第48条本学に実習施設として、付属幼稚園を設ける。
 - 2 付属幼稚園に関する規程は、別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

- 第49条 地域社会の文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。
 - 2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第12章 科目等履修生、単位互換履修生、研究生

(科目等履修生)

- 第50条 本学において、本学学生以外の者で一又は複数の授業科目の履修を希望する者があると きは、本学の教育に支障がない限り、教授会の意見を参酌して科目等履修生として学長がその 履修を許可することがある。
 - 2 本学は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。
 - 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第24条の規定を準用する。
 - 4 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(単位互換履修生)

- 第50条の2 本学において、単位互換協定に基づき、特定の授業科目の履修を希望する他の短期 大学又は大学の学生があるときは、本学の教育に支障がない限り、当該他の大学等との協議に 基づき、単位互換履修生として履修を許可することがある。
 - 2 前項の規定により履修を許可した者には、その履修に関して本学則の規定を準用する。
 - 3 単位互換履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

- **第51条** 本学において、本学学生以外の者で教員の下で特定の課題について研究を希望する者があるときは本学の教育に支障がない限り、教授会の意見を参酌して研究生として学長がその入学を許可することがある。
 - 2 研究生に関する規程は、別に定める。

第13章 専攻科 (削除)

第52条 ~ 第62条 (削除)

第14章 外国人留学生

(外国人留学生)

- **第63条** 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
 - 2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第15章 別科

(設置目的)

第64条 別科は、大学等に入学を希望する外国人に対し、大学教育を受けるに必要な日本語を教育し、あわせて必要な教科等の教育を行うことを目的とする。

(別科及び学生定員)

第65条 本学において設置する別科及びその学生定員は、次のとおりとする。

日本語別科 20名

(修業年限及び在学年限)

- 第66条 別科の修業年限は、1年とする。
 - 2 別科の学生は2年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

- 第67条 別科に入学することのできる者は、外国籍を有し、かつ次の各号に該当する者とする。
 - (1)外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (2)出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令 319 号 第 2 条の 2 第 2 項別表第1)における在留資格で、「留学」の在留資格を有する者もしくは同資格を有する見込みの者

2 その他学長が認めた者

(教育課程)

第68条 別科の教育課程と単位数は、別表4のとおりとする。

(修了及び修了の要件)

- 第69条 別科に1年以上在学し、所定の単位を修得した者に教授会の意見を参酌して学長は修了 証書を授与する。
 - 2 別科を修了するには、1 年以上在学し、必修科目 18 単位、選択科目より 12 単位以上、合計 30 単位以上を修得しなければならない。

(入学検定料等納付金)

第70条 別科の入学検定料、入学金、授業料の金額は、次のとおりとする。

入学検定料 28,000 円 入学金 200,000 円 授業料 500,000 円

(授業料の納付時期)

第71条 授業料は前期・後期の2期に分け所定の期日までに納付しなければならない。

(その他の納付金)

第72条 前条に定める納付金の外、実験・実習その他教育に必要な費用については別に徴収する。

(その他の事項)

第73条 別科に関する事項のうち本章で定める以外は、本学則の定めるところによる。

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の規定する学生定員は、平成12年度までは次のとおりとする。

	平成 '	7 年度	平成	平成8年度		2 年度	平成 1	3 年度	
学科·専攻			~平成	~平成 11 年度					
	入 学	総定員	入 学	総定員	入学	総定員	入 学	総定員	
	定 員		定 員		定員		定員		
生活学科生活専攻	70 名	140 名	70 名	140 名	70 名	140 名	70 名	140 名	
生活学科食物栄養専攻	75 名	150 名	75 名	150 名	75 名	150 名	75 名	150 名	
生活学科生活福祉専攻	50 名	90名	50 名	100名	50 名	100名	50 名	100名	
児童教育学科初等教育専攻	75 名	155 名	75 名	150 名	75 名	150 名	75 名	150 名	
児童教育学科幼児教育専攻	80 名	165 名	80 名	160 名	80 名	160 名	80 名	160名	
文学科国語国文専攻	50 名	100名	50 名	100名	50 名	100名	50 名	100名	
文学科英語英文専攻	100名	200名	100名	200名	50 名	150 名	50 名	100名	
計	500名	1000名	500名	1000名	450名	950 名	450名	900名	

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の規定する学生定員は、平成12年度までは次のとおりとする。

	平成9年度		平成	平成 10 年		平成 11 年度		2 年度	平成 13 年度	
学科·専攻	入学	/n + 1	入学		入学	40 	入学	/n + 1	入学	<i>(</i>) + 1
	定員	総定員	定員	総定員	定員	総定員	定員	総定員	定員	総定員
生活学科										
生活専攻	70 名	140名	60 名	130名	60名	120名	60名	120名	60名	120名
生活学科						6	4		4	
食物栄養専攻	75 名	150名	75 名	150名	75 名	150名	75 名	150名	75 名	150 名
生活学科	50 名	100名	80 名	130名	80 名	160名	80 名	160名	80 名	160 名

生活福祉専攻										
児童教育学科	75 8	150 8	CE A	140 87	CE A	100 8	CE A	100 8	CE A	100 5
初等教育専攻	75 名	150名	65 名	140名	65 名	130名	65 名	130名	65 名	130名
児童教育学科	00 #	100 #	00 #	100 #	00 #	100 #	00 #	100 #	00 #	100 #
幼児教育専攻	80 名	160名	80 名	160名	80 名	160名	80名	160名	80名	160名
文学科	E0 #	100 #	10 7	00 #	40 7	00 #	10 7	00 #	40 7	00 #
国語国文専攻	50 名	100名	40 名	90名	40 名	80 名	40名	80名	40名	80名
文学科										
英語英文専攻	100名	200名	100名	200名	100名	200名	50名	150名	50名	100名
計	500名	1000名	500名	1000名	500名	1000名	450名	950名	450名	900名

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の規定する学生定員は、平成13年度までは次のとおりとする。

	平成 1	2 年度	平成 1	3年度	平成 1	4年度
学科·専攻	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活学科生活専攻	60 名	120 名	60 名	120名	60 名	120名
生活学科食物栄養専攻	75 名	150 名	75 名	150 名	75 名	150 名
生活学科生活福祉専攻	80 名	160名	80 名	160名	80 名	160名
児童教育学科初等教育専攻	65 名	130 名	65 名	130名	65 名	130名
児童教育学科幼児教育専攻	80 名	160名	80 名	160名	80 名	160名
文学科国語国文専攻	40 名	80 名		40 名		
文学科英語英文専攻	50 名	100名		50名		
文化コミュニケーション学科			90名	90名	90名	180名
≅ †	450 名	900名	450名	900名	450 名	900名

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 平成13年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の規定する学生定員は、平成14年度までは次のとおりとする。

	平成 13 年度		平成 1	4年度	平成 1	5年度
学科・専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科生活専攻	60 名	120 名		60 名		
生活学科食物栄養専攻	75 名	150 名		75 名		
生活学科生活福祉専攻	80 名	160 名		80 名		
人間生活学科生活専攻			60 名	60 名	60 名	120 名
人間生活学科食物栄養専攻			75 名	75 名	75 名	150 名
人間生活学科介護福祉専攻			80 名	80 名	80 名	160 名
児童教育学科初等教育専攻	65 名	130 名	65 名	130 名	65 名	130 名
児童教育学科幼児教育専攻	80 名	160 名	80 名	160 名	80 名	160 名
文学科国語国文専攻		40 名				
文学科英語英文専攻		50 名				
文化コミュニケーション学科	90 名	90 名	90 名	180 名	90 名	180 名
計	450 名	900名	450 名	900名	450 名	900 名

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の規定する学生定員は、平成15年度までは次のとおりとする。

	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
学科·専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間生活学科生活専攻	60 名	120 名	60 名	120 名	60 名	120 名
人間生活学科食物栄養専攻	75 名	150 名	75 名	150 名	75 名	150 名
人間生活学科介護福祉専攻	80 名	160 名	80 名	160 名	80 名	160 名
児童教育学科初等教育専攻	65 名	130 名	45 名	110 名	45 名	90 名
児童教育学科幼児教育専攻	80 名	160 名	100名	180 名	100 名	200 名
文化コミュニケーション学科	90 名	180 名	50 名	140 名	50 名	100 名
計	450 名	900 名	410 名	860 名	410 名	820 名

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の規定する学生定員は、平成16年度までは次のとおりとする。

	平成 15 年度		平成 1	6年度	平成 17 年度	
学科·専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間生活学科生活専攻	60 名	120 名	60 名	120 名	60 名	120 名
人間生活学科食物栄養専攻	75 名	150 名	75 名	150 名	75 名	150 名
人間生活学科介護福祉専攻	80 名	160 名	40 名	120 名	40 名	80 名
児童教育学科初等教育専攻	45 名	110 名	45 名	90 名	45 名	90 名
児童教育学科幼児教育専攻	100名	180 名	100名	200 名	100 名	200 名
文化コミュニケーション学科	50 名	140 名	50 名	100名	50 名	100 名
計	410 名	860 名	370 名	780 名	370 名	740 名

附

則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の規定する学生定員は、平成16年度までは次のとおりとする。

	平成 15 年度		平成 1	6年度	平成 17 年度	
学科·専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間生活学科生活専攻	60 名	120 名	60 名	120 名	60 名	120 名
人間生活学科食物栄養専攻	75 名	150 名	75 名	150 名	75 名	150 名
人間生活学科介護福祉専攻	80 名	160 名	40 名	120 名	40 名	80 名
児童教育学科初等教育専攻	45 名	110 名		45 名		
児童教育学科幼児教育専攻	100名	180 名		100 名		
こども学科こども学専攻			45 名	45 名	45 名	90 名
こども学科乳幼児保育専攻			100名	100 名	100 名	200 名
文化コミュニケーション学科	50 名	140 名	50 名	100 名	50 名	100名
計	410 名	860 名	370 名	780 名	370 名	740 名

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

附 則

この学則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の規定する学生定員は、平成20年度までは次のとおりとする。

	平成 19 年度		平成 2	0 年度	平成 2	1 年度
学科·専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間生活学科生活専攻	60 名	120 名		60 名		
人間生活学科食物栄養専攻	75 名	150 名		75 名		
人間生活学科介護福祉専攻	40 名	80 名		40 名		
健康福祉学科食物栄養専攻			60 名	60 名	60 名	120 名
健康福祉学科介護福祉専攻			40 名	40 名	40 名	80 名
こども学科こども学専攻	45 名	90 名		45 名		
こども学科乳幼児保育専攻	100 名	200 名		100 名		
こども学科			145 名	145 名	145 名	290 名
文化コミュニケーション学科	50 名	100名		50 名		
キャリアデザイン学科			100 名	100 名	100 名	200 名
計	370名	740 名	345 名	715 名	345 名	690 名

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の規定する学生定員は、平成22年度までは次のとおりとする。

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
学科·専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
健康福祉学科食物栄養専攻	60 名	120 名	40 名	100 名	40 名	80 名
健康福祉学科介護福祉専攻	40 名	80 名	40 名	80 名	40 名	80 名
こども学科	145 名	290 名	145 名	290 名	145 名	290 名
キャリアデザイン学科	100名	200 名	100 名	200 名	100 名	200 名
計	345 名	690 名	325 名	670 名	325 名	650 名

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の規定する学生定員は、平成23年度までは次のとおりとする。

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
学科・専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
健康福祉学科食物栄養専攻	40 名	100名	40 名	80 名	40 名	80 名
健康福祉学科介護福祉専攻	40 名	80 名	40 名	80 名	40 名	80 名
こども学科	145 名	290 名	120 名	265 名	120 名	240 名
キャリアデザイン学科	100名	200 名	100 名	200 名	100 名	200 名
計	325 名	670 名	300 名	625 名	300 名	600名

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の規定する学生定員は、平成27年度までは次のとおりとする。

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
学科·専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
健康福祉学科食物栄養専攻	40 名	80 名	30名	70名	30 名	60名
健康福祉学科介護福祉専攻	40 名	80 名	30名	70名	30 名	60名
こども学科	120名	240 名	100名	220名	100名	200名
キャリアデザイン学科	100名	200名	70名	170名	70 名	140名
≅ +	300名	600名	230名	530名	230 名	460名

- 1 この学則は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成28年7月13日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の規定する学生定員は、平成29年度までは次のとおりとする。

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
学科·専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
健康福祉学科食物栄養専攻	30 名	60 名		30 名		
健康福祉学科介護福祉専攻	30 名	60 名		30 名		
こども学科	100名	200 名				
キャリアデザイン学科	70 名	140 名		70 名		
地域みらい学科			130 名	130 名	130 名	260 名
こども未来学科			100 名	200 名	100 名	200 名
計	230 名	460 名	230 名	460 名	230 名	460 名

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

- 1 この学則は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の規定する学生定員は、平成31年度までは次のとおりとする。

	平成 30 年度		平成 3	1年度	平成 32 年度		
学科·専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
地域みらい学科	130 名	260 名	130 名	260 名	130 名	260 名	
こども未来学科	100 名	200 名	80 名	180 名	80 名	160 名	
計	230 名	460 名	210 名	440 名	210 名	420 名	

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の第2項に規定する学生定員は、令和2年度までは次のとおりとする。

学科	コース		平成 31 年度 (令和元)		2 年度	令和 3 年度	
, , , ,		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
地域みらい学科	食とヘルスマネジメントコース	30 名	60 名	30 名	60 名	30 名	60 名
地域みらい学科	福祉とソーシャルケアコース	30 名	60 名	40 名	70 名	40 名	80 名
地域みらい学科	健康とホスピタリティコース	30 名	60 名		30 名		
地域みらい学科	グローバル共生コース	40 名	80 名		40 名		
地域みらい学科	韓国語文化コース			00 H	00 H	00 H	100 7
地域みらい学科	グローバル共生ITコース			60 名	60 名	60名	120 名
こども未来学科	こども保育コース	00 4	100 7	00 47	100 7	00 8	1.00 /7
こども未来学科	こども教育コース	80 名	180 名	80 名	160名	80 名	160名
計		210 名	440 名	210 名	420 名	210 名	420 名

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の第2項に規定する学生定員は、令和4年度までは次のとおりとする。

25 TV	学 科 コース	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
子件		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

地域みらい学科	食とヘルスマネジメントコース	30 名	60 名		30 名		
地域みらい学科	福祉とソーシャルケアコース	40 名	80 名	40 名	80 名	40 名	80 名
地域みらい学科	韓国語文化コース	60 名	120 名				
地域みらい学科	グローバル共生ITコース	00 泊	120 名	70 名	130 名	70 名	140 名
地域みらい学科	司書アーカイブズコース						
こども未来学科	こども保育コース	80 名	160 名				
こども未来学科	こども教育コース	80 4 100 4	100 ⁄⊒	80 名	160 名	80 名	160 名
こども未来学科	こども養護コース						
計		210 名	420 名	190名	400 名	190 名	380 名

附則

- 1 この学則は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。
- 3 第3条の第2項に規定する学生定員は、令和6年度までは次のとおりとする。

学科	コース	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
1 17		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
地域みらい学科	福祉とソーシャルケアコース	40 名	80 名	40 名	80 名	40 名	80 名
地域みらい学科	韓国語文化コース						
地域みらい学科	情報デザイン・コミュニケー ションコース	70 名	140 名	60 名	130 名	60 名	120 名
地域みらい学科	司書アーカイブズコース						
こども未来学科	こども保育コース						
こども未来学科	こども教育コース	80 名	160 名	70 名	150 名	70 名	140 名
こども未来学科	こども養護コース						
計		190 名	380 名	170 名	360 名	170 名	340 名

(2) 変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

18 歳人口の減少や受験生の 4 年制大学志向が続く中で、本学だけではなく近隣の多くの短期大学が入学者数を減らしてきている。こうした状況に対して、本学ではこれまで学科・コース編成の改変、取得可能な資格・免許等の見直し、カリキュラムの改革、教育内容や環境の充実等の取り組みを通して、入学者数の維持に努めてきた。しかし、令和 6 年度は定員充足率で 80%を下回り、次年度以降の学生募集においても楽観を許さない状態が続くものと思われる。

一方で、地域においても本学が養成する保育・教育分野及び介護分野での人材の需要は引き続き旺盛であり、全体的な人材不足の中でこれらの分野の人材を輩出する事は、本学の地域に対する責務の一つであると認識している。同時に、本学を含む短期大学は様々な事情により4年制大学へは進学出来ない受験生の受け皿としての役割を担っており、そうした意味でも可能な限り存続していくことが求められている。

こうした本学の置かれた環境と学校運営上の財務的な課題を充分に勘案し、今回定員を削減する届出をおこなうこととした。

2. 変更点

以下のとおり、令和7年4月1日より、地域みらい学科とこども未来学科の入学定員をそれぞれ10名ずつ減じ、地域みらい学科100名、こども未来学科70名に変更する。

学科	現行	令和7年4月1日		
了 作	入学定員	入学定員		
地域みらい学科	110	100		
こども未来学科	80	70		
計	190	170		

新(令和7年度)

第2章 学科、学生定員、教育目標等及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において、設置する学科の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
地域みらい学科	<u>100名</u>	200名
こども未来学科	<u>70 名</u>	140 名
計	170名	340 名

2 学科にコースを置き、その学生定員は、次のとおりとする。

学 科	コース	入学定員	収容定員
地域みらい学科	福祉とソーシャルケアコース	40名	80名
地域みらい学科	韓国語文化コース		
地域みらい学科	情報デザイン・コミュニケーション	60 8	120 名
	<u>コース</u>	<u>60 名</u>	<u>120 右</u>
地域みらい学科	司書アーカイブズコース		
こども未来学科	こども保育コース		
こども未来学科	こども教育コース	<u>70 名</u>	<u>140 名</u>
こども未来学科	こども養護コース		
計		<u>170 名</u>	<u>340名</u>

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。

旧(令和6年度)

第2章 学科、学生定員、教育目標等及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において、設置する学科の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
地域みらい学科	110 名	220 名
こども未来学科	80名	160名
計	190名	380名

2 学科にコースを置き、その学生定員は、次のとおりとする。

 THE REECTON EXAMPLE TO SE					
学	科	コース	入学定員	収容定員	
地域みらい学科	¥	福祉とソーシャルケアコース	40名	80名	
地域みらい学科	4	韓国語文化コース			
地域みらい学科	4	グローバル共生 ITコース	70 名	140 名	
地域みらい学科	¥	司書アーカイブズコース			
こども未来学科	‡	こども保育コース			
こども未来学科	‡	こども教育コース	80名	160名	
こども未来学科	1	こども養護コース			
計			190名	380名	

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した者に係る学則は、なお従前のとおりとする。